

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

住宅や建築物を耐震化したい

No.5	国土交通省	補助金等	(開始年度) 平成26年度
------	-------	------	---------------

支援の名称	老朽化マンションの建替え等の促進 (改正マンション建替円滑化法の施行、 電話・対面による相談窓口の設置等)
制度の 趣旨・背景	耐震性不足のマンション及びその敷地の売却を多数決により行うことを可能とする制度の創設や建替えの際の容積率制限の緩和制度の創設を内容とする改正マンション建替円滑化法を平成26年12月に施行するとともに、これと併せて、弁護士等による無料の相談体制を整備しました。
制度の 内容	■改正マンション建替円滑化法 ・マンション敷地売却制度の創設 区分所有者集会における4/5以上の賛成でマンションとその敷地の売却が可能です。 ・容積率の緩和特例 ■相談窓口の設置 ・「住みいるダイヤル」((公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター)への電話相談 ・弁護士・建築士等専門家による無料の対面相談 ■耐震性不足のマンションに係るマンション敷地売却ガイドライン 耐震性不足のマンションに係るマンション敷地売却に関し、一般的と考えられる手順(基本プロセス)、事業手法を判断する考え方、合意形成の進め方、法律上の手続、支援制度の活用などに関する基本的な指針(主にマンションの建替えが行われる場合を想定)です。 ■優良建築物等整備事業(マンション建替タイプ) 市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地利用の高度化等に寄与するマンション建替え事業について、共用通行部分の整備等に対して助成します。(詳細は⇒「No.13」を参照)
対象と なる方	マンション建替え希望の管理組合、区分所有者、事業者
問い合わせ 先など	国土交通省 住宅局 市街地建築課 マンション政策室 TEL: 03-5253-8111 (内線 39-684) 住みいるダイヤル TEL: 0570-016-100 ■関連 URL ・耐震性不足のマンションに係るマンション敷地売却ガイドライン http://www.mlit.go.jp/common/001064249.pdf